契　約　書

発注者　支出負担行為担当官　大分労働局総務部長　竹下　洋介（以下「甲」という。）と、受注者　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊　＊＊　＊＊　＊＊（以下「乙」という。）とは、令和８年度大分公共職業安定所外３安定所及び佐伯労働総合庁舎で使用する電気一式に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約の目的）

第１条　乙は、別添「仕様書」に基づき甲の大分公共職業安定所外３安定所及び佐伯労働総合庁舎で使用する電力を需要に応じて供給し、甲は乙にその対価（以下「電気料金」という。）を支払うものとする。

（電気料金の構成・単価）

第２条　電気料金は、基本料金と電力量料金及びその他割引額で構成し、その算定の基礎となる単価及び割引率はそれぞれ別紙「契約料金単価一覧表」のとおりとする。

２　乙の標準供給条件（九州電力管内）に変更がある場合、乙は、甲へ通知の上、変更後の標準供給条件の金額に電気料金を変更する。

３　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、九州地区の一般電気事業者が定める標準供給条件による。

（契約期間）

第３条　契約の期間は、令和８年４月１日０時00分から令和９年３月31日24時00分までとする。

（契約保証金）

第４条　甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を全額免除する。

（権利義務の譲渡等）

第５条　乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第１条の３に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第２条第３項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第２条第２項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

２　乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（使用電力量の増減）

第６条　甲の使用電力量は、甲の都合により予定使用電力量から変動することができる。

（契約電力の決定）

第７条　各月の契約電力は、その１月の最大需要電力とその前11ヶ月の最大需要電力のうち、い

ずれか大きい値とする。

ただし、最大需要電力が500ｋW以上となる場合は、甲乙協議の上、契約電力を決定するものとする。

（使用電力量の検針・算定）

第８条　乙は、九州電力送配電株式会社が計量器に計量された値を毎月末日に検針した値を九州電力送配電株式会社から受領し、その値により使用電力量を算定する。

（計量値の記録及び計量）

第９条　前条の計量器に計量された値は、原則として、前月末24時から月末24時までの30分ごとに計量された電力量を合計した値（以下「計量値」という。）とする。

２　計量器内で計量値が記録される日（以下「計量日」という。）は、あらかじめ乙が定め、甲に通知した日とする。

（電気料金の算定期間）

第10条　電気料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とし、当該期間を１月とする。

（基本料金の算定）

第11条　基本料金は、契約電力に第２条の基本料金の単価を乗じて得た額から、その１月の力率に応じ、乙の標準供給条件に基づき割引又は割増した金額とする。

（電力量料金の算定）

第12条　電力量料金は、第８条により算定した１月の使用電力量に第２条の電力量料金の単価を乗じて得た額から、乙の標準供給条件に基づき算定された燃料費等調整額を差し引いた若しくは加えた金額を算出する。

（その他割引額の算定）

第13条　その他割引額は、第11条により算定した基本料金と前条により算定した電力量料金の合計から、次によって算定された金額とする。

その他割引額＝当該月の基本料金と電力量料金の合計（再生可能エネルギー発電促進賦課金を除く。）×●％

（電気料金の支払）

第14条　官署支出官大分労働局長の支払うべき電気料金は、第11条により算定した基本料金と12条により算定した電力量料金の合計から、前条により算出したその他割引額を差し引いた金額（その額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を１ヶ月ごとに官署支出官大分労働局長に請求するものとし、官署支出官大分労働局長は、乙から適法な支払請求書を受理した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。

ただし、乙の標準供給条件に「支払期日」に定めがある場合は、標準供給条件により電気

料金を支払うものとする。

２　官署支出官大分労働局長は、前項の約定期間内に料金を支払わなかった場合には、遅延利息として、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和 24 年 12 月大蔵省告示第 991 号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。また、前項ただし書の場合は、乙は標準供給条件の定めにより算出した額を官署支出官大分労働局長に請求することができる。ただし、遅延に至った事由が天災地変その他正当と認められる場合は、約定期間に算入しない。

（契約の解除）

第15条　甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

２　甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、当該日から契約期間満了までに係る契約電力及び予定使用電力量に対し、第11条、第12条及び第13条に基づき算定した額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第３号から第５号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

（１）　乙が天災その他不可抗力により電力供給の継続が不可能になったとき。

（２）　乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。

（３）　乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

（４）　乙又はその代理人若しくは使用人等が詐欺その他不正行為があると認められるとき。

（５）　第17条の規定に違反したとき。

３　甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

４　甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

（損害賠償）

第16条　乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

２　乙は、この契約の履行に着手後、前条第１項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。

３　甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

（秘密の保持）

第 17 条　甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。

（個人情報保護）

第 18 条　乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律第２条第１項にいう個人情報、以下同じ。）

の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。

２　乙は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。

３　乙は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けなければならない。

4　乙は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、甲は、特に必要と認めた場合は、乙に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に乙の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。

5　乙は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。

6　乙は、業務遂行中に事故が発生したときは、直ちに甲に連絡し、その詳細を書面にして報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る解除）

第 19 条　甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の２第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（2）　乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第１項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

（3）　競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があったことが判明したとき。

（4）　第３項の規定による報告を行わなかったとき。

2　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第７条の２第 18 項又は第 21 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

3　乙は、第１項第３号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第 20 条　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の 100 分の 10 に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（1）　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法第８条第１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

（２）　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

（３）　公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第７条の２第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（４）　乙又は乙の代理人が刑法第96条の６若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第１項の規定による刑が確定したとき。

（５）　前条第１項第３号又は第４号のいずれかに該当したとき。

２　乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

３　第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第21条　乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第22条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第23条　甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

（１）　暴力的な要求行為

（２）　法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４）　偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
（５）　その他前各号に準ずる行為

（表明確約）
第 24 条　乙は、前２条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
２　乙は、前２条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

（下請負契約等に関する契約解除）
第 25 条　乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
２　甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（契約解除に基づく損害賠償）
第 26 条　甲は、第 15 条第２項、同条第３項、第 22 条、第 23 条、第 25 条第２項及び第 29 条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
２　乙は、甲が第 15 条第２項、同条第３項、第 22 条、第 23 条、第 25 条第２項及び第 29 条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）
第 27 条　乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）
第28条　乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

（厚生労働省所管法令違反に係る契約解除）
第29条　甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。

（２）乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。

（３）乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第１号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

２ 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

（厚生労働省所管法令違反に係る違約金）

第30条　前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

２ 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

３ 第１項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（紛争又は疑義の解決方法）

第31条　この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

２　本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については大分地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（存続条項）

第32条　本契約の効力が消滅した場合であっても、第14条第２項、第15条第２項、第16条、第17条、第20条、第21条、第24条、第26条、第30条、第31条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和８年　月　日

（甲）　住　所　大分県大分市東春日町17番20号
大分第２ソフィアプラザビル３階
氏　名　支出負担行為担当官
大分労働局総務部長　竹下　洋介　　印

（乙）　住　所　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
氏　名　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
＊＊＊　＊＊　＊＊　　印